

# さっぽろマチトモパートナー企業認定制度実施要綱

令和6年3月6日 市民文化局長決裁

## (目的)

第1条 この要綱は、町内会への加入促進や町内会の負担軽減につながる取組を行う不動産事業者を「さっぽろマチトモパートナー企業」として認定することにより、町内会と不動産事業者の協議の場と協力の機会を創出するとともに、町内会加入率の向上及び地域の活性化に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「不動産事業者」とは、住宅の建築、販売、賃貸又は管理（これらの代理又は媒介を含む）を行う企業をいい、仲介業者、建築業者、デベロッパー、管理会社に区分するものとする。

## (対象企業)

第3条 本制度は、次の各号の要件を満たす企業を対象とする。

- (1) 住宅の建築、販売、賃貸又は管理（これらの代理又は媒介を含む）を行っている企業であること。
  - (2) 札幌市内に所在し、当該市内で継続して1年以上の事業の実績があること。
  - (3) 市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
  - (4) その他市長が認めるもの。
- 2 次に掲げる事項に該当する企業は、本制度の対象とならないものとする。
- (1) 各種法令に違反している又はそのおそれのある企業。
  - (2) 公序良俗に反する企業活動を行う又はそのおそれのある企業。
  - (3) 政治活動、宗教活動を行なうことを目的とした企業。
  - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の企業。
  - (5) 事業に関して法令に違反し、国又は地方公共団体から行政処分を受け、当該処分が解除されていない企業。
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第7条第1項に規定する暴力団関係事業者。
  - (7) その他市長が対象としないことが適切と認めるもの。

## (認定基準)

第4条 認定に関する基準は、次の各号に示すとおりとする。

- (1) 前条に規定する対象企業に該当すること。
- (2) 別表に定める取組事項1を実施していること。
- (3) 仲介業者及び建築業者においては、別表に定める全企業共通の取組事項（1～7）のうち、4項目以上の取組を実施していること。なお、別表に定めのない独自の取組を実施している場合は、1項目に限り含めることができるものとする。
- (4) デベロッパー及び管理会社においては、別表に定める全ての取組事項（1～13）のうち、7項目以上の取組を実施し、かつ、デベロッパー及び管理会社のみを取組

事項（８～13）から少なくとも２項目以上の取組を実施していること。なお、別表に定めのない独自の取組を実施している場合は、１項目に限り含めることができるものとする。

（認定申請）

第５条 認定を受けようとする企業は、次に掲げる書類を提出することにより市長に申請しなければならない。なお、申請は、企業単位又は事業所単位のいずれかで行うものとする。

- (1) さっぽろマチトモパートナー企業認定制度認定申請書（様式１）
- (2) さっぽろマチトモパートナー企業認定制度取組確認シート（様式２）
- (3) さっぽろマチトモパートナー企業認定制度誓約書兼同意書（様式３）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（認定）

第６条 市長は、前条の規定により申請があった場合において、第４条各号の全ての認定基準を満たすと認めるときは、さっぽろマチトモパートナー企業として認定するものとする。

- ２ 市長は、前項の規定により認定を行った場合は、その認定内容を登録のうえ、さっぽろマチトモパートナー企業認定書（様式４）を交付し、認定マークの使用を認めるものとする。
- ３ 市長は、認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）の名称、所在地、取組事項、その他必要な事項を公表するものとする。

（認定マークの使用）

第７条 認定マークは、認定企業が認定を受けていることを広報するために使用することができる。

- ２ ただし、次に掲げる事項に該当するものへの使用は認められない。
  - (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とするもの。
  - (2) 法令や公序良俗に反する恐れがあるもの。
  - (3) 本事業の主旨・目的に照らして不相当と認められるもの。
  - (4) 料金を徴収するものについて、その金額が適正な範囲を超えているもの。
  - (5) その他、市長が不適切と認めるもの。
- ３ 認定期間満了又は認定取消しとなった場合は、速やかに使用を中止すること。

（認定の有効期間及び更新）

第８条 認定の有効期間は、認定決定日又は認定更新決定日から３年経過した日以後の最初の３月３１日までとする。

- ２ 市長は認定企業が別に規定する日までに更新の申請をしないときは、その認定を辞退したものとみなすことができる。
- ３ 認定の更新を受けようとする認定企業は、第５条に規定する書類を提出することにより市長に申請しなければならない。
- ４ 市長は、前項の規定に基づき、認定企業から更新申請があった場合は、第６条に準じて、更新を決定し、さっぽろマチトモパートナー企業認定書（様式４）を交付するものとする。

(変更の申請)

第9条 認定企業は、登録された事項に変更が生じたときは、さっぽろマチトモパートナー企業認定制度変更申請書（様式5）を市長へ速やかに提出するものとする。

(認定の辞退)

第10条 認定企業は、認定の辞退について、市長に申し出ることができる。

2 前項の認定の辞退をしようとする場合は、さっぽろマチトモパートナー企業認定制度認定辞退届出書（様式6）を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第11条 市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する認定基準を満たさないと認められるとき
- (2) さっぽろマチトモパートナー企業認定証及び認定マークが不正に使用されたとき
- (3) 虚偽の申請により認定を受けたとき
- (4) その他市長が認定の取消しを適当と認めたとき

2 市長は、前項の規定により認定の取消しを行った場合には、さっぽろマチトモパートナー企業認定制度認定取消通知書（様式7）により、当該取消しを受けた認定企業に通知するものとする。

(調査)

第12条 市長は、必要に応じて、認定の申請をした企業又は認定企業に対し、調査を実施し、申請内容又は登録内容について確認を行うことができる。

(事務の分掌)

第13条 この要綱に関する事務は、札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課が所掌する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

取 組 事 項	
全 企 業 共 通	1 町内会から、町内会に関わりのある事項についての申出・相談があった場合には、町内会との協議を行っている。
	2 札幌市等が作成している町内会の加入促進に関する広報物について、事業所内等での配架、掲示に協力している。
	3 入居予定者・入居者等に対して、住宅所在地域の町内会に関する情報（町内会名、町内会費など）を紹介している。
	4 入居予定者・入居者等に対して、一般的な町内会の加入方法（町内会・自治会検索システム「マチトモNavi」の案内など）を紹介している。
	5 町内会に関わりのある事項の相談に当たり、町内会から共同住宅の管理会社、管理組合、オーナーの紹介を依頼された場合には、取り次ぐよう努めている。
	6 事業所所在地域の町内会に加入している。
	7 事業所所在地域の町内会の活動、イベント等に協力している。
デ ベ ロ ッ パ ー 及 び 管 理 会 社 の み	8 自社で分譲・管理している共同住宅は、地域の町内会に加入する方針としている。
	9 共同住宅の新規建築又は新興住宅地の開発に当たって、住宅所在地域の町内会へ加入しない場合は、共同住宅又は新興住宅地単位での町内会の新設に努めている。
	10 重要事項説明書等に町内会費の項目を記載する、入居説明会で町内会の説明をするなど、共同住宅入居者の町内会加入に向けた働きかけを行っている。
	11 町内会との協議により定められた金額、徴収方法、支払時期等に応じて、共同住宅入居者分の町内会費を納入している。
	12 町内会から依頼された共同住宅内への広報物（回覧物等）の掲示に協力している。
	13 共同住宅を管理する者が変わる場合（例：デベロッパー→管理会社、A管理会社→B管理会社）に、町内会費の徴収方法やごみステーションの管理、パートナーシップ排雪等の町内会に関わりのある事項について引継ぎを行っている。

さっぽろマチトモパートナー企業認定制度 認定申請書

年 月 日

札幌市長あて

所在地 〒

企業名

代表者

さっぽろマチトモパートナー企業認定制度要綱の規定により、以下のとおり申請します。

申請区分		新規	更新	
企業情報(公開)	ふりがな			
	名称			
	代表者	役職	ふりがな	
			氏名	
	企業分類 ※複数回答可	仲介業者		建築業者
		デベロッパー		管理会社
	所在地	〒		
電話番号				
企業HP(URL)				
その他情報(非公開)	設立年月			
	市内の事業所・店舗	カ所	(事業所名・店舗名) ※企業単位での申し込みに関り、記載。	
	従業員数	人	※常用のパート・アルバイトを含む ※事業所単位での申込の場合は、事業所の従業員数を記載。	
	担当者 ご連絡先	所在地	〒	<input type="checkbox"/> 同上
		部署・役職		
		氏名		
電話番号			Fax番号	
E-mail				

備考 公開情報は、札幌市役所ホームページで公開されます。

# さっぽろマチトモパートナー企業認定制度 取組確認シート

私は、このシートに記載したとおり、町内会・自治会の活性化に資する取組を実施しています。

<認定基準(取組事項数)>

A 仲介業者・建築業者 : 合計4項目以上

B デベロッパー・管理会社 : 合計7項目以上  
(うち取組事項8~13から少なくとも2項目以上)

A、Bともに取組事項1は必須となっています。

企業名

代表者

企業分類

企業名		
代表者		
A	仲介業者	建築業者
B	デベロッパー	管理会社

※ 複数回答可

<記入に当たっての注意事項>

- これまで機会がなく実績がない取組事項であっても、取組事項に示す状況になった場合に当然に対応する場合は、「取り組んでいる」事項としてみなします。
- 取組事項4: 当申請以降に札幌市が作成している町内会の加入促進に関する広報物の配架等を行う場合は、「取り組んでいる」事項としてみなします。
- **この内容は、札幌市役所ホームページで公開されます。**

		取組事項	取り組んでいる
全企業共通	全般	1 <b>【必須】</b> 町内会から、町内会に関わりのある事項(※)についての申出・相談があった場合には、町内会との協議を行っている  ※町内会に関わりのある事項(例) ・町内会への加入(促進に関すること含む) ・ごみステーションの設置や管理 ・パートナーシップ排雪 ・町内会活動への参加や協力 など	
	加入	2 札幌市等が作成している町内会の加入促進に関する広報物について、事業所内等での配架、掲示に協力している	
		3 入居予定者・入居者等に対して、住宅所在地の町内会に関する情報(町内会名、町内会費など)を紹介している	
		4 入居予定者・入居者等に対して、一般的な町内会の加入方法(町内会・自治会検索システム「マチトモNavi」の案内など)を紹介している	
	負担	5 町内会に関わりのある事項(取組事項1参照)の相談に当たり、町内会から共同住宅の管理会社、管理組合、オーナーの紹介を依頼された場合には、取り次ぐよう努めている	
	活性化	6 事業所所在地の町内会に加入している	
		7 事業所所在地の町内会の活動、イベント等に協力している	
デベロッパー・管理会社のみ	加入	8 自社で分譲・管理している共同住宅は、地域の町内会に加入する方針としている	
		9 共同住宅の新規建築又は新興住宅地の開発に当たって、住宅所在地の町内会へ加入しない場合は、共同住宅又は新興住宅地単位での町内会の新設に努めている	
		10 重要事項説明書等に町内会費の項目を記載する、入居説明会で町内会の説明をするなど、共同住宅入居者の町内会加入に向けた働きかけを行っている	
	負担	11 町内会との協議により定められた金額、徴収方法、支払時期等に応じて、共同住宅入居者分の町内会費を納入している	
		12 町内会から依頼された共同住宅内への広報物(回覧物等)の掲示に協力している	
		13 共同住宅を管理する者が変わる場合(例:デベロッパー→管理会社、A管理会社→B管理会社)に、町内会費の徴収方法やごみステーションの管理、パートナーシップ排雪等の町内会に関わりのある事項(取組事項1参照)について引継ぎを行っている	
全事業者共通	14 (上記取組のほか、独自の取組がありましたら、具体的な取組内容を次に記載してください)		

取組の方向性を記載してください。

加入→町内会への加入促進

活性化→町内会の活性化

負担→町内会の負担軽減

全般→加入促進・負担軽減・活性化

取組数

取組数の入力欄

(様式3)

さっぽろマチトモパートナー企業認定制度 誓約書兼同意書

年 月 日

札幌市長あて

所在地 〒

企業名

代表者

さっぽろマチトモパートナー企業認定制度に申請するにあたり、さっぽろマチトモパートナー企業認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）を遵守するとともに、以下の事項について相違ないことを誓約します。

【チェック（又は■）してください。】

- 1 要綱第3条に規定する対象企業に該当します。
- 2 要綱第3条に規定する対象企業に該当しない事態となった場合及び要綱第4条に規定する認定基準を満たさない事態となった場合には、速やかに届け出ます。
- 3 要綱第3条に規定する対象企業に該当しないことが疑われる場合及び要綱第4条に規定する認定基準を満たさないことが疑われる場合は、要綱第12条に規定する調査に協力し、その調査内容をもって札幌市の判断により、認定を取り消す場合があることに同意します。
- 4 申請書類等に虚偽の記載はありません。
- 5 札幌市からの町内会に係る事業協力依頼や市政情報提供の連絡を受けることに同意します。



さっぽろマチトモパートナー企業

# 認定証

名 称 \_\_\_\_\_ 様  
認定番号 第 \_\_\_\_\_ 号  
認定年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
有効期限 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

貴社を、町内会への加入促進や町内会の負担軽減につながる取り組みを行う企業として、さっぽろマチトモパートナー企業に認定します。

札幌市長 秋元克広





## さっぽろマチトモパートナー企業認定制度 変更申請書

年 月 日

札幌市長あて

所在地 〒

企業名

代表者

さっぽろマチトモパートナー企業認定制度実施要綱第6条第2項の規定により登録された企業情報のうち、以下の事項について変更が生じたので、同第9条の規定に基づき申請します。

## 1 変更内容 (※変更箇所のみ記載してください。)

企業情報 (公開)	ふりがな					
	名称					
	代表者	役職			ふりがな	
					氏名	
	企業分類 ※複数回答可	仲介業者		建築業者		
		デベロッパー		管理会社		
	所在地	〒				
	電話番号					
企業HP(URL)						
取組事項	※変更がある場合は取組確認シート(様式2)を添付すること					

## 2 ご連絡先

所在地	〒			<input type="checkbox"/> 同上	
部署・役職					
氏名					
電話番号			Fax番号		
E-mail					

さっぽろマチトモパートナー企業認定制度 認定辞退届出書

年 月 日

札幌市長あて

所在地 〒

企業名

代表者

さっぽろマチトモパートナー企業認定制度実施要綱第10条第2項の規定に基づき、認定を辞退したいため、以下のとおり届出します。

1 辞退理由

- さっぽろマチトモパートナー企業認定制度実施要綱第3条第1項に定める要件に該当しなくなったため
- さっぽろマチトモパートナー企業認定制度実施要綱第3条第2項に該当するに至ったため
- さっぽろマチトモパートナー企業認定制度実施要綱第4条に定める認定基準を満たすことができなくなったため  
(詳細： )
- その他  
(詳細： )

2 ご連絡先

所在地	〒 <input type="checkbox"/> 同上		
部署・役職			
氏名			
電話番号		Fax 番号	
E-mail			

(様式7)

札幌自治第 号  
年 月 日

様

札幌市長

**さっぽろマチトモパートナー企業認定制度 認定取消通知書**

さっぽろマチトモパートナー企業認定制度実施要綱第11条第1項の規定により、下記のとおりさっぽろマチトモパートナー企業の認定を取り消しましたので通知いたします。

記

- 1 認定取消日
- 2 認定取消の理由

**【問い合わせ先】**

札幌市 市民自治推進室 市民自治推進課

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 13階南

TEL : 011-211-2253 FAX : 011-218-5156

E-mail : shiminjichi @city.sapporo.jp